

2015年8月3日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 柳 憲一郎

モザンビーク国ナカラ回廊道路網改善事業  
(協力準備調査(有償))  
スコーピング案に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2015年7月13日(月)14:00～17:10
- ・場所：JICA本部(111会議室)
- ・ワーキンググループ委員：柴田委員、清水谷委員、長谷川委員、松行委員、柳委員
- ・議題：モザンビーク国ナカラ回廊道路網改善事業(協力準備調査(有償))に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配布資料：モザンビーク国ナカラ回廊道路網改善事業(協力準備調査(有償))スコーピング案 事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第61回委員会)

- ・日時：2015年8月3日(月)14:31～16:11
- ・場所：JICA本部(会議室：1階113会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

## **助言**

### **全体事項**

1. 事業地における人口増の状況及び貨物鉄道の運行頻度の現況と将来予測についてドラフト・ファイナル・レポート（以下、DFR）に記述を加えること。
2. 事業対象地域の国道一級道路の舗装率に関して DFR に記述すること。

### **代替案の検討**

3. 最終的な路線決定にあたっては、上位計画と代替案との整合性について可能な限り検証すること。
4. ナンプラ南部バイパス道路の代替案の設定において、高圧送電線が計画道路へどのように干渉することが想定されているのかを DFR に記述すること。
5. 比較案の設定にあたって、参照した基準を記述すること。また、ルート比較案の前提として、「本事業対象道路については、当地の上位計画、既存の社会インフラ施設・設備との接続、自然条件（地形や河川等）影響する家屋数を総合的に考慮し検討する。」等を DFR に記述すること。
6. 代替案の比較と評価の表において、、、、× の評価の基準を検討し、DFR に明記すること。
7. 本事業の三つの新設道路すべての代替ルート案比較・評価については、推奨案を決定する総合評価の根拠を、ウエイト付けや、スコーピング・マトリックスの項目や考え方等を用いてできるだけ明確にすること。
8. 住宅地からの距離の評価については、衛星画像を用いて把握できる現況に基づいて、住宅地近傍部分の延長距離で比較する等、住宅への影響を確認し DFR に記述すること。
9. 代替案比較と評価においては、影響を受ける社会経済活動（塩田等）公共施設及びコミュニティの分断への影響について DFR に記述すること。
10. 三つのコンポーネントそれぞれの最終的な路線決定にあたっては、各比較案を複数のセクションに分け、その最善の組み合わせを選択し、その結果を DFR に記述すること。

### **スコーピング・マトリックス**

11. 供用時の景観への影響についての評価を C へ変更すること。
12. クアンババイパス道路の水利用への影響についての評価を C へ変更すること。
13. 計画路線上に、また沿道・周辺地域にどの民族・部族が居住しているのか、何人が影響住民となるのか等については、住民移転計画（以下、RAP）の人口センサス調査の中で検討すること。
14. ナカラの陸域、ナンプラとクアンバについても河川での作業が生じる可能性があることから、底質への影響については、C へ変更すること。

## **環境配慮**

15. 本事業対象地域は、洪水、海岸浸食など気象に起因する自然災害リスクが高いことから、それらへの対策を十分検討すること。
16. これまでモ国でも生じてきている主要道路周辺における森林破壊や乱伐の状況に鑑み、必要に応じ本事業路線周辺での森林破壊防止対策を講じること。
17. 本事業対象地は、自然災害のリスクが高く、道路の崩壊等も予想されることから、概略設計時にその対策として、(1) できる限り河川から離して路線を計画する、(2) 河川に対して護岸工の建設をする、(3) 道路高を洪水位より高くする、(4) 道路法面勾配を安定勾配で計画する、(5) 道路法面保護工を建設する、こと等を検討すること。
18. 風水害等の災害が頻発していることから、災害時に道路が放水路的の役割を担うことも考えられることから、排水路や側溝の整備への配慮を検討すること。
19. ベースキャンプから発生するゴミ・下水等による自然環境への影響を最小限するための措置を検討し、確認すること。

## **社会配慮**

20. 生計手段の喪失など、被影響者の職業・業種や家族構成の調査については、RAPの社会経済調査において具体的に評価すること。
21. 本事業での詳細な道路ルート選定にあたっては、石油パイプライン、墓地、井戸など重要な社会インフラや文化施設を極力迂回するよう配慮すること。

## **ステークホルダー協議・情報公開**

22. ステークホルダー協議に関して、民族の分布や特性に考慮して実施回数、会場数、周知方法、開催言語等に考慮すること。
23. 農地喪失に伴う生計の補償について、パブリック・コンサルテーションに含めるよう、実施機関に申し入れること。

以 上